衆議院環境委員会ニュース

平成 20.6.6　第 169 回国会第 11 号

6 月 6 日、第 11 回の委員会が開かれました。

1　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出第 64 号）（参議院送付）
- 鴨下環境大臣、今村農林水産副大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- 小島環境委員長から修正案が提出され、同委員長から趣旨説明を聴取しました。
- 修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
  （賛成－自民、民主、公明、江田憲司君）
- 修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
  （賛成－自民、民主、公明、江田憲司君）
- 小野晋也君外３名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、田名部匡代君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
  （賛成－自民、民主、公明、江田憲司君）

（質疑者及び主な質疑内容）

藤　野　真紀子君（自民）

- 本法律案を提出することとした背景について伺いたい。
- 仮に中国産の愛がん動物用飼料（ペットフード）が米国を経由して日本に入った場合、輸入ペットフードの原産国表示にはどの国が表示されるのか。また、輸入ペットフードに関してどこまで表示を義務付け、その義務違反に対する罰則はどのようなものか。
- 愛がん動物（ペット）の健康被害の発生を未然に防止するために行う検査の内容はどのようなものか。また、その検査は、定期検査か抜き打ち検査か。抜き打ち検査だとすればその頻度はどのくらいか。

田名部　匡　代君（民主）

- 本法律案の対象となるペットの範囲を決める際、犬・猫以外のペットフードによる健康被害状況の調査も行った上で決めたのか。
- 小売業者には事業の届出義務も帳簿の備付け義務も課されていないことは製品のトレーサビリティ確保の観点から問題と考えるが、小売業者を対象外とした理由は何か。
- ペットフードの原材料として輸入されるものは具体的にどのような種類でそれがどれくらいの配合比率なのか。また、国はこれらを扱う輸入業者の数や輸入の実態についての具体的な情報を把握しているか。

松　野　頼　久君（民主）

- 本法律案第５条において、ペットフードの使用が原因でペットの健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、ペットフードの製造の方法又は表示について基準を定めるとされているが、その際にはポジティブ規定とするのかネガティブ規定とするのか。また、法律違反時に取締れるように、使ってよい原材料や添加物等を全て省令中に定めるべきだと考えるがいかがか。
- 有害な原材料（メラミン等）が非意図的に混入されているペットフードによって犬猫の死亡事故が我が国で起こった場合、本法律違反となるのか。その場合の罰則はどのようになっているか。
- 動物愛護の観点から、本法律の施行に向けた大臣の決意を伺いたい。

本委員会ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。
質疑の正確かつ詳細な内容については会議録を御参照ください。